

災害等情報（詳報）

鉱 種：金、銀	鉱山の所在地：鹿児島県					
災害等の種類：坑内・火薬類のため（紛失）	発生日時： 平成29年1月23日（月） 11時30分～15時00分頃	罹災者数	死	重	軽	計
						0
罹災者 年齢、職種、直轄・請負の別、勤続年数、担当職経験年数： 該当なし						
罹災程度：なし						
【概要】 災害当日、ヒ押※掘進切羽の発破（鉱石払いとズリ払いを2回に分けての分離発破）を予定していた。午前の鉱石払い発破の装薬作業を作業員3名で行い、残火薬類は、近傍の火薬類一時保管箱（以下「保管箱」という。）に運び発破を実施した。 午後から同箇所のズリ払い発破作業を行うにあたり、保管箱から残火薬類を運び込み、装薬作業を開始した。装薬作業中、残り数本程度となったときに、電気雷管の数が1本足りないことに気がついた。このため、紛失した雷管を搜索するため、同日のズリ払い発破を中止し、翌日の午後にかけて、当該切羽、坑道、坑内及び坑外の鉱石を捜したが雷管は発見できなかった。 2日間の搜索の結果、紛失した雷管を発見できなかったため、雷管は23日午前中の装薬終了後、火薬類を片付ける際に、掘進切羽で紛失したことを保安統括者へ報告した。 鉱山内にて検討した結果、当該発破により紛失した雷管が殉爆※したものとして判断し、監督部へ「火薬類の紛失」として報告をしなかった。 しかし、翌年、平成30年の内部調査で、雷管紛失が発覚し、鉱山保安法の報告対象に該当すると指摘されたため、同年11月に鉱山から監督部へ報告が行われた。 ※ ヒ押：鉱脈に沿って掘進を進めること。 ※ 殉爆：爆薬の一方が爆発した際、その衝撃により他方の爆薬が爆発する現象のこと。						
【原因】 1. 手順書に定められた火薬類の残数確認を、午前の鉱石払い発破の装薬終了後に切羽で行って以降、保管箱への収納時、ズリ払い発破での装薬前に実施していなかった。（雷管紛失発覚の遅延） 2. 雷管の紛失後、雷管の搜索を行ったが、結果発見できなかったことから、切羽で殉爆（消費）したものとし、雷管の紛失ではないと誤った判断をした。（報告しなかった原因）						

【対策】

1. 雷管の受取りから消費までの作業状況の観察を行うなど、現場における火薬類の数量確認が確実に行われることを確認する。
2. 火薬類取扱いに関する教育を定期的に行い、火薬類取扱いに関する規則を理解徹底させる。
3. 火薬類の取扱いについて、記録も含めて全般的な見直しを検討する。
検討後は、関係者に対し、教育等を実施し周知させる。
4. 今後は、紛失が疑われる等、火薬類の管理に疑義が生じた場合も、緊急時の連絡体制に従い速やかに監督官庁へ報告・相談する。
5. 社内全体への今回の事態の周知と再発防止策の確認を行う。

【参考情報等】

○火薬類の受渡し、返還した火薬類の種類及び数量については、確認し、正確に記録しましょう。

○鉱山において定めた作業方法及び作業手順を鉱山労働者に周知しましょう。

○鉱山において定めた作業方法及び作業手順は遵守しましょう。

○鉱山において定めた保安規程は、遵守しましょう。

○鉱山において火薬類の紛失の事故が発生したときは、発生後速やかに産業保安監督部へ報告しましょう。

○鉱山保安法令及び火薬類取締法令における参考規定は以下のとおり。

＜鉱山保安法令＞

- ・保安規程（鉱山保安法第 21 条）
- ・火薬類の取扱い（鉱山保安法第 5 条・鉱山保安法施行規則第 13 条）
- ・鉱山労働者が守るべき事項（鉱山保安法第 9 条・鉱山保安法施行規則第 27 条）
- ・報告（鉱山保安法第 41 条・鉱山保安法施行規則第 46 条）

＜火薬類取締法＞

- ・事故届（火薬類取締法第 46 条）
- ・発破（火薬類取締法施行規則第 53 条）

【お問い合わせ先】

九州産業保安監督部 鉱山保安課 山本、栗原

電話番号：（０９２）４８２－５９３１

○ 発生場所



注；マス目1辺50m

火薬類一時保管箱

